

加盟店会員の年会費に関する取扱い

(中途加盟・新規開業店舗) についての検討資料

2026. 4. 21

神奈川県ビリヤード協会 事務局

1. 背景

これまで個別判断により対応してきた結果、判断基準の不統一や運用上の混乱が生じた経緯があることから、本件については一定のルールを定めること（制度化）を前提として検討する。

現在の規約では、加盟店会員の年会費は一律とされており、入会時期による差異は設けられていない。一方で、以下の課題が発生している。

- 新規開業店舗は、開店時期により年度途中での加盟となる
- 開店直後の負担感により、加盟判断が遅れる可能性がある
- 普及促進の観点から、新規店舗の早期加盟を促したい

2. 論点整理

本件は以下の2点に分けて整理する。

- ① 既存店舗の中途加盟の扱い
- ② 新規開業店舗の中途加盟の扱い

3. 現状の考え方

■既存店舗

- 加盟タイミングは任意
- 年会費は一律

(昨年度までは半年たった後に入会した場合には、過去の事例に基づき半額にしていたが理事会にて今後は廃止に決定済)

■新規開業店舗

- 開店時期は任意に選択できない
- 年度途中加盟の負担軽減の検討余地あり

既存店舗は加盟時期を任意に選択できますが、新規開業店舗は開店時期に依存するため、加盟時期を選択することができません。したがって、両者は前提条件が異なるため、同一の扱いとしないことが合理的と考えます。

4. 対応案

案① 現状維持（規約変更なし）

- すべての加盟店に対し年会費は一律
- 中途加盟による減額なし

<メリット>

- シンプルで運用負担なし
- 公平性が明確

<デメリット>

- ・新規店舗の参入障壁となる可能性

案② 新規開業店舗のみ特例（半額制度）

- ・新規開業店舗に限り、10月以降の加盟は年会費半額

<メリット>

- ・新規参入促進
- ・現場実態に即した制度

<デメリット>

- ・「新規開業」の定義が必要
- ・既存店舗との公平性に関する議論が生じる可能性

■補足論点

本制度を導入する場合、以下の点について整理が必要となる。

（1）新規開業の定義

以下のようなケースの扱いを明確にする必要がある。

- ・過去営業していた店舗の再開
- ・店名変更のみで実態が同一の店舗
- ・法人変更（個人→法人 等）
- ・営業の承継（オーナーチェンジ）

（2）オーナーチェンジの取扱い

既存店舗において営業の承継があった場合は、店名変更の有無にかかわらず同一店舗として取り扱う。

- ・新オーナーは入会申込書を提出し、理事会承認により会員資格を更新
- ・当該年度の年会費は追加徴収しない
- ・翌会計年度より通常会費を適用

案③ 新規開業店舗のみ特例（段階制）

- ・入会時期に応じて年会費を段階的に設定する

例：

- ・4月～9月 : 10,000円
- ・10月～12月 : 7,000円
- ・1月～3月 : 3,000円

<メリット>

- ・新規店舗への配慮
- ・月割りより簡易で運用しやすい

<デメリット>

- ・区分設定の妥当性について議論が必要

なお、月割りは理論上は最も公平である一方、端数処理や区分設定が必要となり、会計処理および説明が煩雑となる。当協会の運用体制を踏まえると実務上の負担が大きいため、本案については慎重に検討する必要がある。

5. 論点（理事会の決議事項）

1. 年会費は一律とするか
2. 新規開業店舗に配慮するか
3. 特例制度を導入する場合、その範囲（定義・適用条件）をどのように定めるか
4. 制度化するか、個別判断とするか（現状維持で規約修正は不要）